

令和8年第2回上富田町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 令和8年6月9日午前8時57分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（11名）

1番	山本賢	2番	榎本修士
3番	井浜港斗	4番	正垣耕平
5番	栗田八郎	6番	平田美穂
7番	家根谷美智子	8番	中井照恵
9番	吉本和広	10番	谷端清
11番	松井孝恵		

欠席議員（1名）

12番 檜木正行

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局 長 笠松昭宏 主 幹 山根愛

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町 長	奥田誠	副町長	山本敏章
教 育 長	泉利明	会計管理者 (会計課長)	檜山裕子
総務課長	十河貴子	総務課副課長	目良大敏
総務課副課長	田中剛	振興課長	芝健治
振興課副課長	山根康生	税務課長	三浦誠
税務課副課長	角前由紀子	住民課長	笠松由希
住民課副課長	木村弘行	福祉課長	木村陽子
福祉課副課長	小倉一仁	福祉課副課長	出羽正典

長 寿 課 長	吉 田 忠 弘	長寿課副課長	稲 本 隆 志
建 設 課 長	谷 本 和 久	建設課副課長	檜 本 貴 寿
上下水道課長	谷 本 誠	上下水道課 副 課 長	陸 平 将 史
教育委員会 事務局 長	瀬 田 和 哉	教育委員会 事務局 副局長	平 岩 晃
教育委員会 事務局 学校 給食センター 所 長	芦 口 正 史		

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 4 号 上富田町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 39 号 上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する
条例
- 日程第 6 議案第 40 号 上富田町介護保険事業計画等策定委員会設置条例の一部
を改正する条例
- 日程第 7 議案第 41 号 令和 8 年度上富田町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 8 議案第 42 号 令和 8 年度上富田町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 9 議案第 43 号 物品購入契約の締結について（令和 8 年度 第 1 号 非
常備消防事業 消防ポンプ自動車購入）

△開 会 午前 8 時 5 7 分

○議長（正垣耕平）

皆さん、おはようございます。

令和 8 年第 2 回定例会を開催するに当たりまして、議員各位のご出席をいただき、開会できますことを厚くお礼申し上げます。

ただいまの出席議員は 11 名であります。樫木議員からは、欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和 8 年第 2 回上富田町議会定例会を開会します。

日程に入るに先立ちまして、本町議会では 5 月から 10 月末までをクールビズ期間としております。期間中はノーネクタイで会議することとし、また町のポロシャツの着用も許可してございますので、ご理解をお願いいたします。

また、暑いときには、議長判断により上着を取ることを許可しております。本日も上着を取っていただいても結構かと思います。当局の方も上着を取っていただいても結構です。

では、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（正垣耕平）

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により、議長において 3 番、井浜港斗議員、5 番、栗田八郎議員を指名します。

△日程第 2 会期の決定

○議長（正垣耕平）

日程第 2 会期の決定についての件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 6 月 22 日までの 14 日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から 6 月 22 日までの 14 日間に決しました。

△日程第3 諸般の報告

○議長（正垣耕平）

日程第3 諸般の報告をさせます。

笠松議会事務局長。

○事務局長（笠松昭宏）

諸般の報告をいたします。

令和8年3月定例会以降の議員活動並びに地方自治法第121条の規定により出席要求した6月定例会の説明員につきましては、お手元に配付しています。

次に、本定例会の一般質問の通告の締切りにつきましては、本日6月9日午後3時までとなっていますので、質問内容を具体的に記入の上、通告されますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（正垣耕平）

これで諸般の報告を終わります。

町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

奥田町長。

○町長（奥田 誠）

皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和8年第2回上富田町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私とも誠にお忙しい中ご参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。また、平素は町政発展のために格別のご尽力とご協力を賜り、重ねて感謝申し上げます。

開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

先般、日本列島を通過いたしました令和8年台風第6号により、各地で甚大な被害が発生いたしました。特に、ここ和歌山県内におきましても、古座川水系で全国初となりますレベル5氾濫特別警報が発表され、河川の氾濫や住宅の浸水など、甚大な被害が確認されております。被災された皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

当町におきましても、台風の接近に伴い暴風警報が発表されるなど、緊迫した状況が続きました。幸いにして、現時点での調査では町内に大きな被害は確認されておりませんが、近年の気象状況は激甚化・頻発化の一途をたどっております。

こうした自然災害のリスクに備え、平時より職員の招集訓練をはじめとする実践的な防災訓練を実施し、職員一丸となって迅速かつ的確に緊急事態に対応できる体制を維持

し、危機管理の強化に努めてまいります。

あわせて、本年５月２９日より運用が開始された新たな防災気象情報についても速やかに適応し、正確な情報伝達を徹底することで、町民の皆様の生命と財産を守る防災・減災対策に全力を挙げて取り組んでまいり所存でございます。

さて、本年も梅の収穫が最盛期を迎えました。ＪＡわかやまの紀南の梅産地情報によりますと、今年の生産予想量は平年を下回るものの、記録的な不作であった昨年に比べれば回復傾向にあるとのことです。しかしながら、開花後の天候不順や紀南地方で発生したひょうの影響による等級低下、さらには先般の台風第６号による落菓など、生産状況は依然として厳しい状況にあります。生産者の皆様が丹精込めて育て上げた梅が適正に評価され、少しでもよい価格で取引されることを願っております。

次に、令和７年度の一般会計の決算についてご報告いたします。

決算の状況としましては、財政調整基金や減債基金を取り崩すことなく事業を実施することができました。これは、税収の確保、そして職員一丸となって行財政改革に取り組んだ成果であると評価しております。

主な事業としましては、庁舎の改修により、エレベーターや多目的トイレ、授乳室を設置、大谷総合センターの耐震改修に加え空調・照明設備の更新、上富田分署の自家発電設備改修などの事業を実施いたしました。

今後につきましては、上富田中学校屋内運動場の建て替えやごみ処理など広域行政で行う事業の準備、公共施設の維持管理に伴う財源の確保、扶助費をはじめとする社会保障費及び人件費などの経常経費の増額などが課題となってまいります。限られた財源を最大限有効に活用し、引き続き堅実な行財政運営に努めてまいりますので、議員各位のご理解とご協力をお願いいたします。

さて、本定例会に提出し、ご審議をお願いします議案につきましては、専決処分の報告１件、条例の一部改正２件、令和８年度一般会計補正予算１件、令和８年度下水道事業会計補正予算１件、物品購入契約の締結について１件の合計６件であります。

なお、追加議案として、人事案件１件を本定例会に提出させていただきます。

詳細につきましては、担当課長並びに副課長より説明いたしますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

△日程第４ 報告第４号

○議長（正垣耕平）

これより、日程第４ 報告第４号、上富田町印鑑条例の一部を改正する条例を議題とします。

当局より報告内容の説明を求めます。

笠松住民課長。

○住民課長（笠松由希）

おはようございます。よろしくお願いいたします。

私からは、報告第4号についてご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

報告第4号につきましては、町長の専決事項として、第3項の規定により専決処分をいたしましたので、ご報告申し上げます。

報告第4号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

記 専決第7号、上富田町印鑑条例の一部を改正する条例。

令和8年6月9日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

専決第7号、上富田町印鑑条例の一部を改正する条例。

上富田町印鑑条例の一部を別紙のように改正する。

令和8年5月27日専決、上富田町長奥田誠。

理由でございます。

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部改正に伴い、本条例における引用号の改正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。3ページでございます。

上富田町印鑑条例の一部を改正する条例。

上富田町印鑑条例の一部改正。

上富田町印鑑条例の一部を次のように改正する。

第14条中「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

附則。

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

参考資料といたしまして、4ページに新旧対照表を添付しておりますので、お目通しくださいますようお願いいたします。

5ページをお願いいたします。

上富田町印鑑条例の一部改正の要旨。

1、改正の趣旨でございます。

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部改正に伴い、本条例における移動端末用設備に関する規定について、引用している法令の号番号にずれが生じていることから、所要の改正を行うものでございます。

2、改正の内容につきましては、先ほどご説明申し上げた条例文のとおりでございます。

3、施行期日につきましては、政令第175条により令和8年5月27日とされていることから、同日付で専決処分とさせていただいたものでございます。

以上でご報告を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（正垣耕平）

説明が終わりました。

これより、報告第4号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

以上で報告を終わります。

△日程第5 議案第39号～日程第9 議案第43号

○議長（正垣耕平）

次に、日程第5 議案第39号、上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例から日程第9 議案第43号、物品購入契約の締結について（令和8年度 第1号 非常備消防事業 消防ポンプ自動車購入）まで5件を一括議題といたします。

当局より提案理由の説明を求めます。

田中総務課副課長。

○総務課副課長（田中 剛）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第39号について説明させていただきます。

6ページをご覧ください。

議案第39号、上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を別紙のように改正する。

令和8年6月9日提出、上富田町長奥田誠。

理由でございます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、本案を提出いたします。

7 ページをお願いいたします。

上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正。

上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

第18条中「31万5,000円」を「33万円」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

経過措置。

この条例による改正後の上富田町消防団員等公務災害補償条例第18条の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由の生じた上富田町消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同号に規定する葬祭補償については、なお従前の例によるとしております。

8 ページに新旧対照表を添付しておりますので、こちらはご参照いただきますようお願いいたします。

続きまして、9 ページをご覧ください。

上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正の要旨でございます。

改正の趣旨としましては、非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の額について改定を行います。

改正の内容については、先ほどの説明のとおりでございます。

施行期日ですが、公布の日から施行するとしております。ただし、令和8年4月1日以後に支給すべき事由の生じた葬祭補償について適用することとしております。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（正垣耕平）

稲本長寿課副課長。

○長寿課副課長（稲本隆志）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第40号についてご説明いたします。

10 ページをお願いします。

議案第40号、上富田町介護保険事業計画等策定委員会設置条例の一部を改正する条

例。

上富田町介護保険事業計画等策定委員会設置条例の一部を別紙のように改正する。

令和 8 年 6 月 9 日提出、上富田町長奥田誠。

理由でございます。

認知症施策推進計画について、第 10 期介護保険事業計画等の策定と合わせて一体的に策定するため、本案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

上富田町介護保険事業計画等策定委員会設置条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町介護保険事業計画等策定委員会設置条例の一部改正。

上富田町介護保険事業計画等策定委員会設置条例の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び介護保険法に基づく介護保険事業計画」を「、介護保険法に基づく介護保険事業計画及び共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく認知症施策推進計画」に改める。

第 2 条第 1 号中「及び介護保険事業計画」を「、介護保険事業計画及び認知症施策推進計画」に、「あたって」を「当たって」に改め、同条第 2 号中「及び介護保険事業計画」を「、介護保険事業計画及び認知症施策推進計画」に改め、同条第 3 号中「及び介護保険事業計画」を「、介護保険事業計画及び認知症施策推進計画」に改める。

第 4 条第 1 項中「及び介護保険事業計画」を「、介護保険事業計画及び認知症施策推進計画」に改める。

附則で、この条例は、公布の日から施行するとしております。

12 ページ、13 ページには、参考資料として新旧対照表をつけておりますので、お目通しいただきますようお願いいたします。

14 ページをお願いいたします。

上富田町介護保険事業計画等策定委員会設置条例の一部改正の要旨でございます。

1、改正の趣旨としましては、令和 6 年 1 月に施行された認知症基本法に基づく認知症施策推進計画の策定に当たりまして、今年度に策定する第 10 期（令和 9 年度から令和 11 年度）の介護保険事業計画等の関連する計画と合わせて一体的に策定するため、所要の改正を行うものであります。

2、改正の内容につきましては、上富田町介護保険事業計画等策定委員会が調査審議を行う事務について、「認知症施策推進計画」を加えるものでございます。

3、施行期日につきましては、公布の日から施行するとしております。

以上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（正垣耕平）

目良総務課副課長。

○総務課副課長（目良大敏）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第41号についてご説明いたします。

15ページをご覧ください。

議案第41号、令和8年度上富田町一般会計補正予算（第1号）。

令和8年度上富田町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,231万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億3,631万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年6月9日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入です。

15款国庫支出金では、補正前の額に132万3,000円を追加し、12億2,299万4,000円と定めてございます。

18款寄付金では、補正前の額に200万円を追加。

19款繰入金では、補正前の額に2,899万5,000円を追加。

歳入合計では、補正前の額に3,231万8,000円を追加し、88億3,631万8,000円と定めてございます。

続きまして、歳出です。

2款総務費では、補正前の額に200万円を追加し、17億446万円と定めてございます。

3款民生費では、補正前の額に207万5,000円を追加。

4款衛生費では、補正前の額に820万円を追加。

7款土木費では、補正前の額に654万3,000円を追加。

9款教育費では、補正前の額に1,350万円を追加。

歳出合計では、補正前の額に3,231万8,000円を追加し、88億3,631万8,000円と定めてございます。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書。

1、総括につきましては、このページから20ページまでは、恐れ入りますが、お目通しいただきますようお願いいたします。

内訳につきましては、歳出からご説明いたしますので、23ページをお願いいたします。

3、歳出です。

2款総務費、1項総務管理費では200万円を追加。

10目企画費では、さわやか上富田まちづくり基金積立金に100万円、子育て夢基金積立金に100万円をそれぞれ措置しております。財源につきましては、全額町内企業からの寄付金でございます。

3款民生費にいしまして、1項社会福祉費では130万4,000円を追加。基幹システム地域診療情報連携機能構築委託料になります。従来、子ども医療費やひとり親医療費などの医療費助成制度を受けるためには、医療機関窓口におきまして受給者証の提示を必要としておりましたが、マイナンバーカードにデータを組み込むことにより受給者証の提示を不要とするためのシステム改修でございます。なお、改修費用の2分の1は、国庫補助を予定しております。

続きまして、3項児童福祉費では10万円を追加。

5目児童館費では、空調機器設置手数料10万円を措置。岩田児童館にあるエアコンを設置するもので、白浜保護司会様よりエアコン機器のご提供をいただきましたので、設置手数料のみを措置してございます。

続きまして、4項保険年金費では67万1,000円を追加。制度改正に伴うシステム改修委託料となります。令和8年10月より、子が1歳になるまでの育児期間におきまして、父母の国民年金保険料が免除となります。これに対応するためのシステム改修で、改修費用の全額について、国庫負担を予定しております。

4款衛生費にいしまして、2項清掃費では820万円を追加。こちらは、岩田の方鹿にございます粗大ごみストックヤードにおいて、使用しておりますホイールローダーが故障したため、購入及び購入までの重機借上料を措置するものでございます。

次のページをお願いいたします。

7款土木費にいしまして、4項都市計画費では654万3,000円を追加。こちらは、上下水道課職員1名増に伴い、人件費1名分を補助するものでございます。

9款教育費にいしまして、3項中学校費では1,250万円を追加。こちらは、上富田中学校屋内運動場の基本設計業務委託料となります。

5項社会教育費では100万円を追加。

5目青少年健全育成費では、上富田町青少年育成町民会議に対し、8月に予定してお

ります津幡町との交流事業分として１００万円を追加措置するもので、財源には先ほどの町内企業からの寄付金を充てております。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、２１ページをお願いいたします。

２、歳入。

１５款国庫支出金、２項国庫補助金では６５万２，０００円を追加。システム改修に係る補助金でございます。

３項委託金では６７万１，０００円を追加。こちらも、システム改修に係る委託金でございます。

１８款寄付金にいきまして、１項寄付金では２００万円を追加。町内企業からの寄付金でございます。

１９款繰入金にいきまして、２項基金繰入金では２，８９９万５，０００円を追加。

４目子育て夢基金繰入金につきましては、上富田町青少年育成町民会議への補助金の財源として、９目財政調整基金繰入金につきましては、歳出に係る一般財源分として繰り入れるものになります。

以上が今回の補正の内容でございます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（正垣耕平）

陸平上下水道課副課長。

○上下水道課副課長（陸平将史）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第４２号についてご説明申し上げます。

２７ページをお願いします。

議案第４２号、令和８年度上富田町下水道事業会計補正予算（第１号）。

総則。

第１条、令和８年度上富田町下水道事業会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第２条、令和８年度上富田町下水道事業会計予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第１款、公共下水道事業収益、既決予定額に６５４万３，０００円を追加し、計１億９，８７２万９，０００円と定めています。内訳として、第２項営業外収益、既決予定額に６５４万３，０００円を追加し、１億４，２７０万３，０００円と定めています。

支出。

第1款、公共下水道事業費用、既決予定額に654万3,000円を追加し、1億9,822万9,000円と定めています。内訳として、第1項営業費用、既決予定額に654万3,000円を追加し、1億7,714万9,000円と定めています。

28ページをお願いします。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第3条、予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の予定額を次のように改める。

科目、職員給与費、既決予定額に654万3,000円を追加し、1,993万4,000円と定めています。

他会計からの補助金。

第4条、予算第8条中「1億7,331万3,000円」を「1億7,985万6,000円」に改める。

令和8年6月9日提出、上富田町長奥田誠。

今回の補正につきましては、人事異動による職員1名増に伴い、給与費等に係る人件費の補正のみとなっております。

収入につきましては、一般会計からの補助金を計上しております。

恐れ入りますが、29ページから最終37ページまでの予算に関する説明書、目次、上富田町下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、上富田町下水道事業予定貸借対照表につきましては、お目通しのほどよろしく願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（正垣耕平）

田中総務課副課長。

○総務課副課長（田中 剛）

よろしくお願い申し上げます。

議案第43号につきまして説明させていただきます。

38ページをご覧ください。

物品購入契約の締結について。

下記のとおり物品購入契約を締結することについて、議会の議決を求めるものでございます。

- 1、契約の目的。令和8年度 第1号 非常備消防事業 消防ポンプ自動車購入。
- 2、契約の方法。指名競争入札による契約です。
- 3、契約金額。金2,947万9,910円。

4、契約の相手方。和歌山県西牟婁郡上富田町朝来1407番地の4、和歌山日野自動車株式会社田辺支店、支店長田中勝則。

令和8年6月9日提出、上富田町長奥田誠。

理由でございます。

地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるため、本案を提出させていただきます。

次の39ページ、40ページに、参考資料として物品購入仮契約書の写しを添付しております。

40ページをご覧ください。

第14条に、この契約は、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき上富田町議会の議決を得たときに、本契約が成立するものとするとしてございます。

41ページでございます。

物品購入契約の概要でございます。

契約の内容については、消防ポンプ自動車を1台購入いたします。

物品購入の目的ですが、上富田町消防団第3分団に配備している消防ポンプ自動車を老朽化のため更新するものでございます。

納入期限は、令和10年3月31日までとしております。

以上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（正垣耕平）

以上をもって提案理由の説明を終わります。

△延 会

○議長（正垣耕平）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会します。

次回は、6月16日午前9時となっておりますので、ご参集願います。

延会 午前 9 時 3 2 分